

鳥取県告示第 848 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字白髪606の1、611、612の1、字寄合谷1445、1446、字小柿原1455、字保木1457、1458、1459の1、1463、1465から1467まで、字粕渡谷1474から1477まで、1480から1483まで、字坊主1487の5から1487の8まで、1488の46、1490の1、大字小河内字垣ノ内畑267の1、字大田268の1、269の1から269の3まで、字定吉釜270の1、270の2、字西楠根919の1、大字下谷字南谷682から689まで、字無キ原693、694、大字福田字後口山600の1から600の3まで、大字笏賀字陽東577、578、字檜ノ山618の2、大字鎌田字押谷1179の1、1179の2、1180の1、1181の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）